

第4回 県立丹波並木道中央公園あり方検討会

1 日時 令和7年5月28日（水）13:55～15:00

2 場所 丹波並木道中央公園 会議室

3 出席者

委員（澤木昌典委員、奥岸明彦委員、角谷慶治委員、北川敦雄委員、北川美佳委員、谷垣友里委員）、丹波並木道中央公園管理事務所、丹波土木事務所、公園緑地課（事務局）

4 内容・議題

（1）開会

（2）協議事項

- ① 第3回あり方検討会における委員意見
- ② 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】（案）
- ③ 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】（案）
- ④ あり方検討会提言書（案）
- ⑤ その他

5 議事要旨

（1）開会

- 事務局より、当検討会を公開で実施し（傍聴者はなし）、議事録を公園HPで公開することを説明。
- 事務局より資料の確認や委員等紹介を実施。
- 事務局より委員全員出席のため定足数を満たしており、会議が成立していることを報告。
- 委員の互選により澤木委員を会長に選任。

（2）協議事項

① 第3回あり方検討会における委員意見

事務局より【資料1】に基づき説明。
意見等なし。

② 検討に当たっての基本的な考え方【自然環境保全】（案）

事務局より【資料2-1】、【資料2-2】に基づき説明。

- 第3回当検討会において、温暖な気候になれば改めて園内を散策し、新たにゾーニング図に追加できるものがないか確認したいと述べたが、5月13日に園内を散策し、確認できた植物等の写真をまとめた。（別添角谷委員提出資

料) P. 1 の最下段の中央写真は 4 月 18 日の神戸新聞に掲載されていたコバノミツバツツジの写真であり、当公園で誇れる植物の 1 つではないかと思う。神戸新聞の写真の左隣はコバノミツバツツジの群生であるが、花が散ってしまっており、わかりにくい状態である。神戸新聞の写真の右隣は同時期のサクラである。同日に確認できた他植物についても同資料に記録している。(角谷委員)

○今後ゾーニング図 B を継続して時点更新する際の材料と理解しておけばよいか。(澤木会長)

○その理解で良い。(角谷委員)

○来園した際に気づいたが、駐車場付近の法面に黄色い花が咲いている。あれは駆除等が必要な外来植物ではないのか。(澤木会長)

○駆除すべき品種であるオオキンケイギクだが、全て根元から引き抜くことは難しいため、刈払いを実施する予定である。(丹波並木道中央公園管理事務所)

○そういった対応については管理水準書に記載されているのか。(澤木会長)

○外来種の多い公園の管理水準書に記載している場合もあるが、当公園の管理水準書には記載がなかったと思われる。ただ、基本的には外来種は駆除する方向で対応いただいている。(事務局)

○道端に生えている白、黄色の花の多くが外来種であるが、オオキンケイギクは特定外来生物に指定されており、特に注意を要する植物である。(角谷委員)

○現在オオキンケイギクが生えている場所は、資料 2-1 の P. 2 の表における利用ゾーンにあたるが、このゾーンの管理方針としては「利用状況に応じた適切な樹木管理を行う」とされており、この「適切な樹木管理」の中にこういった外来種への対応も含まれているとの理解で良いか。(澤木会長)

○その理解で問題ない。(事務局)

○オオキンケイギクはきれいに咲くため、1980 年代や 90 年代を中心に造成地の法面等に吹き付けによる栽培が大量に行われた経緯がある。(澤木会長)

○ある講演会で、丹波地域の人には花が咲いていれば外来種かどうかは関係なく残しておくという話があった。(角谷委員)

③ 検討に当たっての基本的な考え方【活性化】(案)

事務局より【資料 3】に基づき説明。

意見等なし。

④ あり方検討会提言書(案)

事務局より【資料 4】に基づき説明。

○形式的な話ではあるが、第 3 の P. 6「2 活性化のあり方」において、(1)、(2) と P. 8 の(5)は、「検討の結果、今後引き続き検討が必要なため、

「第4 今後の検討事項」において記載する。」とあるが、今の記載内容では検討結果の中身がないように見えかねない。例えば、今の記載内容に、資料3のP.2の上3行に記載されているような検討結果の概要文を追記してはどうか。(澤木会長)

○承知した。記載内容について修正する。(事務局)

○資料4に今までの検討結果等を全て記載しているが、資料2-1、2-2、3は資料4に置き換わるのか。(谷垣委員)

○他公園では管理運営協議会等において資料2-1、2-2、3のような資料を用いて協議を進めるが、当公園は管理運営協議会等にあたる森の円卓会議ではなくあり方検討会を別途立ち上げたため、資料2-1、2-2、3に加えて資料4により森の円卓会議や県に提言する。したがって資料2-1、2-2、3が資料4に置き換わるのではなく、これらの資料が1つのセットである。(事務局)

○資料3のP.2では、「当公園の管理運営協議会にあたる「森の円卓会議」と記載されているが、資料4では記載されていない。この記載は重要であるとともに当公園の特徴でもあるため、資料4にも同様の記載が必要ではないか。(谷垣委員)

○資料4の第1において、森の円卓会議について少し触れているが、ご指摘のとおり資料3と同様の記載はしていない。先ほど澤木会長より第3のP.6「2 活性化のあり方」についてご意見いただいた部分を修正するにあたり、谷垣委員のご意見も同部分に反映する方向で修正させていただく。(事務局)

○資料4の参考資料2において、その他の意見に「丹波篠山市ならではの特色や強み、問題点等が反映されたものになっていない。実際のイベントや地域の取組み(篠山国際博や桜まつり等)での本公園の立ち位置を理解し、どういった公園を目指すのかについて整理することが重要である。」とあるが、特に重要な意見であると思うため、P.10の表のその他の区分において追記してはどうか。

また確定した資料4は県民の方も閲覧できるのか。(澤木会長)

○表に追記することについて承知した。

資料4の確定版については公園HPで公開予定であるため、閲覧可能である。(事務局)

○資料4のP.4、5、6において、ゾーニング図の区分とゾーニング図がページをまたいで記載されてしまっているため、同ページにまとめた方が見やすいと思われる。(澤木会長)

○同ページにまとめて記載するように調整する。(事務局)

○資料4の確定版としてはどのような体裁か。(北川敦雄委員)

○表紙の資料番号を消し、確定した月をいれた形になる。(事務局)

○他公園においてもあり方検討を実施していると思うが、それぞれ情報共有できる仕組みになっているのか。当公園の協議結果が他公園の役に立ち、また

他公園の協議結果も知ることができれば良いと思う。(北川敦雄委員)

○他公園でもあり方検討を実施しているが、管理運営協議会等で協議を実施している公園がほとんどであり、その公園については資料2-1, 2-2, 3のような協議資料のみである。あり方検討会を別途立ち上げた当公園のような場合には協議資料に加えて資料4のような提言書を作成している。提言書については、あり方検討会全体会においても作成している。他公園の協議結果については各公園のHPにおいて公開しており、そこから確認可能である。
(事務局)

澤木会長より最終とりまとめに係る資料修正については会長一任とすること及び最終版を後日送付することについて説明。(特に意見等なし。)

⑤ その他

特になし。

以上